

近世都市における町共同体の自治と町会所

— 奈良町を中心として —

松 井 智

古代・中世の奈良に関する考古資料や史料がかなり豊富なこともあってか、古代・中世の奈良の歴史研究の豊富さには目を見張るものがある。また一般的に言って、「奈良」という地名は我々に「大和」を髣髴とさせ、平城京をはじめとした古代事物をイメージさせる。そのことが奈良の古代を強調させ、あたかも古代・中世の後は現代であるかのように捉われがちである。しかし、時代の流れに沿って見るならば、現代の奈良町といわれる市街地は、中世の東大寺・興福寺・春日大社・元興寺に代表される門前郷が基礎となり、それが近世の町民の町づくりによって形成されたものである。つまり現代の奈良町は近世を抜きにして捉えることは出来ない。だが今現在においても近世奈良町の全般的、あるいは個別的研究はそれほど豊富であるとは言い難い。

拙論では、近世奈良町の町共同体の自治と町会所を考えていく上で、近世奈良町に町人自治は存在したのか、町人

自治とは具体的には何であるのか、自治によって守るべき共同利益とは何か、そして自治の担い手はどこにあったのか、などこれらの問題を奈良町の行政制度や町人の寄合、町定目、町共同体の運営の場であった町会所を論考しながらみていくものである。

一章 奈良町の行政制度と町自治

一 行政制度と町

まず、近世奈良町の行政制度をみていくにあたり、拙論は支配者側からの支配構造について論考するものではなく、あくまで行政機構の末端に組み込まれた町としてみていくものである。町の行政制度の流れとしての徳川政権下の奉行↓惣年寄↓町代という構造の成立には豊臣政権下の檀本制が関わっているが、町代の下級官吏時における不正により奈良町人をも巻き込んだ町代改革によって町代は惣年寄の支配下となった。この惣年寄・町代というパイプ役によって支配者側と町が行政的につながったのである。

奈良において自治は、中世末武家勢力から南都惣郷を守るといふ戦いの中で、郷という枠を越えた地域連合が誕生し、南都を守る意識が地域連合の中で生みだしたものである。

しかし豊臣政権下において南都冷遇の状況下で、さらに檀本制の導入、さらに文禄四年（一五九五）の文禄検地により町域が画定され、地域連合の維持は困難であった。徳川政権下では慶長九年（一六〇四）に町切りが実施され、慶長十八年に奈良奉行がおかれて町を行政機構の末端として活用し、檀本制時の制度であった惣年寄・町代を利用し、

町には町役人を置かせ支配体制を構築していった。

さらに月に月一回の寄合を義務づけ、木戸門の設置による警固強化、宗旨改、町内外の相互検察によって、町年寄を筆頭に町を運営・維持させたのであり、支配者側から法令の範囲内の町自治を付与したのである。それによって町衆の為政者に対する反抗的要素を払拭し、町を運営・維持するのも、町衆の犯罪責任を負うのも、そこに住する町人次第であるという状況となったのである。

こうして行政機構の末端として組み込まれた町は、寄合による自己管理が義務づけられ、寄合による衆議によって運営されたのである。

二 町人の参会

では支配者側から付与された町自治でどのような運用がなされていたのか。月一回の寄合は言うまでもないが、他に正月に「参会」という初寄合が行われていた。この「参会」では町自治に必要な町財政を賄うために個人の慶事を祝儀という形で納めさせ、また町内の家屋敷を購入した人から祝儀を納めさせそれと同時にその人の会所入りが認定されたのである。会所入りした人はこれからその都度様々な名目の祝儀を出すことによって、家を代表する一軒前の資格を得、町自治運営に参加できたのである。つまり町において家屋敷所持を前提とし、公役銭・諸経費・祝儀などの負担者のみが町共同体構成員であるという身分が決定したのである。「参会」はそれが認定される場であり、町財政の経済的機能をも果たす場であったのである。

二章 奈良町の町定目

町自治運営の方針や指針を成文化した町定目について、奈良町では京都のように整然と成文化された、厳然たる町定目は見受けられない。しかし奈良町に今なお現存する記録類には、町定目が書き残されている。その内容は参会祝儀規定や日常的な習俗・儀礼規定、町共同体構成員の役儀規定などである。京都・大坂のように厳しい町の一般生活上の規範などを示す内容を持つものも見受けられない。

奈良町では町定目よりも慣習法が生かされていたのであるが、家屋敷売買が大概奈良町の内で行われていたことを考慮すれば、ある程度の規範は知っていた、あるいは共通であったのかもしれない、奈良町の規模ではこれで充分であったであろう。だからこそ日常的な習俗・儀礼規定が定められたのであり、町運営はそちらをより重視したのではなかったかと考察されるのである。しかし、一般生活上の規範がみられないからといって、自治で町が運営されていた以上、法令の範囲内の自治で、法令を厳守して自分達の生活を乱すような事態の発生を極力防止するところに最大の努力をしたであろうし、町自治はあったのである。

三章 奈良町の町会所

一 町会所の成立過程

町自治運営の場はどこであったのか。先に「参会」で会所入りするとしたが、つまり町会所にて町自治は運営され

ていたのである。

しかし、会所入りを「堂入」というのは中世南都では郷民が郷の祠堂・草堂を集会の場として利用していたことによるものである。

中世では、集会所としての場所は、郷民が適度な広さを有する祠堂・草堂を利用しており、そこで諸問題を評定していたが、集会所が神仏の前にて行われたことにより、その評定の公平さ、正確さ、そして履行を神仏に誓うこととして宗教的、精神的結縁の場の意味合いがあると思われる。

近世成立の町会所は寛永年間（一六二四～四四）以降に一般化しており、系統的には中世を源とする建物は少ないが、建築様式として、奈良町の都市化に伴う町会所普及の過程で一般的となったであろう「町家型」よりも、中世に遡って成立の確認できる「仏堂型」や、各町で信仰される神祠をまつる「神祠型」、長い歴史や伝統の中で神仏混淆の習俗もあってか、仏堂と神祠を両方まつる「仏堂・神祠型」などが多く、また『南都年中行事』より奈良町の町会所は堂社を使用した余風であるということにより、日常的に信仰することによって一般生活上の信仰・道徳心、町内において地縁的信仰心、地縁的連帯を啓発する場の意味合いがあったのではないかと考察される。しかし、宗教的な意味合いから考察すれば、中世の神仏の前で評定するその精神と、近世のそれをみた場合、ある程度変容し、形骸化したであろうが、明治の排仏毀釈を経て今なお会所あるいは会所跡に神仏がまつられていることから、奈良町民との密接な関係がみえてくるのである。

二 町会所の機能

町会所の機能としては、奈良町の町会所は一般的な町会所と何らその役割は変わらない。

しかし奈良町の町会所は少なくとも共同利用の場であった。恐らく共同利用することによって町会所をただの行政施設ではなく日常的な共有の場という意味合いを持たせていた可能性がある。また中世以来の「春日講」などの様々な信仰を中心とする講が、各町会所で営まれていたことを考慮すれば、講という信仰が集団の中での地縁的共同体意識の自覚を促し、町共同体の自治運営に良い意味で多大な影響を及ぼしていたことが推測される。

近世の町には町人自治が「町」という枠の中で、支配者側から付与された権能の範囲内で存在していたのであり、その守るべき共同利益は町における自分達の生活であった。それらは「参会」にて会所入りし、経費負担可能な者によって衆議され、町が運営されたのである。その衆議が神仏の前にて行われたことにより特殊性を帯び、また衆議が行われる町会所が町内で共同利用され、講が執り行われることによって地域的同一性、地縁的連帯を生む要因となつたと考察される。

つまりこれらによって近世奈良町における町共同体の自治が成立したのであり、機能したのである。